

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 2 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700974 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700243 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年2月25日の標準賞与額を1万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年2月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年2月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の代表清算人から提出された請求者に係る資料により、請求者は、平成17年2月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成17年2月25日に係る標準賞与額については、A社の代表清算人から提出された請求者に係る資料により、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の平成17年2月25日の賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700591 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700245 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における昭和 61 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 2 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 4 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び平成 10 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 61 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 30 万円から 32 万円、平成 2 年 5 月の標準報酬月額については 36 万円から 41 万円、平成 2 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 36 万円から 38 万円、平成 4 年 5 月の標準報酬月額については 41 万円から 47 万円、平成 4 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 41 万円から 44 万円、平成 10 年 5 月の標準報酬月額については 50 万円から 53 万円とする。

昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで、平成 2 年 5 月から同年 9 月まで、平成 4 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 10 年 5 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで、平成 2 年 5 月から同年 9 月まで、平成 4 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 10 年 5 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 2 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 4 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 平成 8 年 4 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、控除額に見合う標準報酬月額と異なった金額で記録されている。調査の上、給与の明細書の厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和61年5月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された昭和61年5月の給与の明細書、昭和61年の確定申告書の控え、昭和61年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、昭和61年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者に係る昭和61年5月の給与の明細書、昭和61年の確定申告書の控え、昭和61年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、昭和61年5月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から営業譲渡されたB社の事業主は、昭和61年5月から同年9月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②のうち、平成2年5月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された平成2年6月の給与の明細書、平成2年4月の給与支給差額明細書、平成2年の確定申告書の控え、平成2年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成2年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者に係る平成2年6月の給与の明細書、平成2年4月の給

与支給差額明細書、平成2年の確定申告書の控え、平成2年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、平成2年5月は41万円、平成2年6月から同年9月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から営業譲渡されたB社の事業主は、平成2年5月から同年9月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

3 請求期間③のうち、平成4年5月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された平成4年7月の給与の明細書、平成4年4月の給与支給差額明細書、平成4年の確定申告書の控え、平成4年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求期間③のうち、平成4年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者に係る平成4年7月の給与の明細書、平成4年4月の給与支給差額明細書、平成4年の確定申告書の控え、平成4年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、平成4年5月は47万円、平成4年6月から同年9月までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から営業譲渡されたB社の事業主は、平成4年5月から同年9月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

4 請求期間④のうち、平成 10 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者から提出された平成 10 年 5 月及び平成 11 年 5 月の給与の明細書、平成 10 年 4 月及び平成 11 年 4 月の給与支給差額明細書、平成 10 年及び平成 11 年の確定申告書の控え、平成 8 年から平成 11 年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求期間④のうち、平成 10 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、前述の請求者に係る平成 10 年 5 月及び平成 11 年 5 月の給与の明細書、平成 10 年 4 月及び平成 11 年 4 月の給与支給差額明細書、平成 10 年及び平成 11 年の確定申告書の控え、平成 8 年から平成 11 年に係る給与及び賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し並びに同僚から提出された給与の明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、平成 10 年 5 月は 53 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社から営業譲渡された B 社の事業主は、平成 10 年 5 月について、請求者の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

5 請求期間①のうち昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、請求期間②のうち平成 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、請求期間③のうち平成 4 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間並びに請求期間④のうち平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日までの期間については、前述の 1 から 4 において請求者から提出のあった資料により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていたとは認められないことから、標準報酬月額の訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700889 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700053 号

第1 結論

昭和 49 年 * 月から昭和 55 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 29 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 49 年 * 月から昭和 55 年 8 月まで

私は、請求期間において家業を手伝っており、一緒に働いていた妹と両親は国民年金の納付記録があるのに、私の納付記録がないのは考えられない。自宅に来ていた集金人に父が国民年金保険料を納付したのを見たことがあり、母も納付してくれたと思うので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、請求者及び前後の国民年金被保険者に係るオンライン記録の資格取得年月日の入力処理日から、平成元年 7 月頃に加入手続が行われたことにより払い出されたことが推認できる。

なお、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は A 市から転出していないことが住民票により確認でき、同市において国民年金番号が重複して払い出されることは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号以外に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の両親は、既に亡くなっている、当時の事情を聴取することができないため、請求期間の保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700941 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700054 号

第1 結論

昭和 39 年 5 月から昭和 44 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 5 月から昭和 44 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に会社を退職する際に上司から勧められ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、A 市役所又は出張所で国民年金保険料を納付していたが、昭和 40 年 1 月に結婚して、妻の国民年金の加入手続を行い、結婚後は自宅に来る A 市の集金人に妻と二人分の保険料を納付し、領収書を受け取っていた。納付の際に受け取った領収書の色も覚えている。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 39 年 4 月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、結婚前は A 市役所又は出張所で、結婚後は自宅に来る A 市の集金人に国民年金保険料を納付していた旨主張しているものの、国民年金手帳払出一覧表及び国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、昭和 44 年 7 月 7 日に B 県から A 市に一括して交付された 1,600 件の国民年金番号の中から請求者と請求者の妻の番号が連番で払い出されていることが認められる上、請求者から提出された国民年金手帳は昭和 44 年 7 月 18 日の発行とされていることから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 44 年 7 月頃に行われたものと推認できる。

なお、当該加入手続時点では、請求期間のうち、昭和 39 年 5 月から昭和 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、昭和 42 年 4 月から昭和 44 年 3 月までの期間の保険料については過年度納付することが可能であるものの、過年度保険料を市の集金人に納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号以外に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1700942号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第1700055号

第1 結論

昭和40年1月から昭和44年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年1月から昭和44年3月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚した昭和40年1月に夫が行い、請求期間の国民年金保険料は、主に夫が二人分の保険料を自宅に来るA市の集金人に納付していた。納付した際に受け取っていた領収書の色も覚えている。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚した昭和40年1月に請求者の夫が請求者の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を自宅に来るA市の集金人に納付していた旨主張しているものの、国民年金手帳払出一覧表及び国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、昭和44年7月7日にB県からA市に一括して交付された1,600件の国民年金番号の中から請求者と請求者の夫の番号が連番で払い出されていることが認められる上、請求者から提出された国民年金手帳は昭和44年7月18日の発行とされていることから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和44年7月頃に行われたものと推認できる。

なお、当該加入手続時点では、請求期間のうち、昭和40年1月から昭和42年3月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、昭和42年4月から昭和44年3月までの期間の保険料については過年度納付することができるものの、過年度保険料を市の集金人に納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号以外に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者又は請求者の夫が、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700816 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700244 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から昭和 46 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険料の控除が確認できる資料はないが、給与から控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社に係る閉鎖登記簿謄本及び複数の同僚の回答により、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる資格取得年月日は、当該事業所別被保険者名簿で確認できる同社の厚生年金保険の新規適用日（昭和 46 年 6 月 1 日）と一致している。

また、A社は平成 11 年 7 月 31 日に法人を解散し、同年 8 月 1 日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る閉鎖登記簿謄本で確認できる請求期間の役員のうち、死亡が確認できる者及び所在が不明な者を除いた代表取締役又は取締役に対し照会を行ったものの、回答を得られず、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった際の代表取締役は、請求者の同社に係る資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は請求期間のA社に係る給与明細書を保有していない上、同社の事業所別被保険者名簿で確認できる同僚に照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。